

## 官民交流を進める上での意識面での課題として考えられる事項

## 官庁側

- 民からの受入：定員事情等から受け入れる余裕がない。  
即戦力として活用できるか危惧する面もある。
  
- 民への派遣：採用抑制の影響等により派遣適任層の人的余裕がない。  
他の交流（府省間・地方公共団体等）にも配慮する必要。
  
- 全般的な指摘：官民人事交流法の交流制限等の緩和。  
採用における処遇面（給与減額等）の不利益解消。  
民間ニーズに応えるための対応策の検討。  
民間企業に限定しない私立大学、公益法人等を含めた交流  
対象の拡大。

## 民間企業側

- 国への派遣：国の機関の受入目的が民間側に適切に示されていない（単なる労働力の提供や民間とともにやったという外形的事実の実績作りのようにも思われる。）。  
積極的に交流に応じ得る民側の積極的メリットがない（逆に  
メリットがあるような交流には官民癒着の批判のおそれ。）。
  
- 国からの受入：官民癒着であるとの社会的批判を惹起するのではないかとの懸念（いわゆる「天下り」による受入との差異がない。）。  
官側の派遣目的、目標が不明確で受け入れ体制や業務の確保・提供方法がわからない。
  
- 全般的な指摘：官民癒着の批判を解消しつつ人材育成、人脈ネットワークの形成等を同時に達成しうるスキームを官民双方で構築すべき。